

精神障害者に対する保健福祉施策等一覧 ①

平成30年5月1日現在

団体名	①入院医療費の助成	②通院医療費の助成	③作業所等への通所旅費の助成	④障害者福祉年金・福祉手当の支給	⑤夏季・年末見舞金等一時金の支給	⑥公営住宅入居の優先措置又は家賃の優遇	⑦公営駐車場又は駐輪場等使用料金の減免	⑧バス、タクシー運賃等の助成(③以外)	⑨公営体育施設・文化施設等使用料金の減免	⑩その他
1 共通		自立支援医療費(精神通院医療) 原則1割負担 所得により自己負担上限額あり 【自立支援医療受給者証所持者】				家賃の算定における控除額 1級 40万円/年 2級、3級 27万円/年 【手帳所持者】		バス運賃の割引 本表の市町村単独助成事業以外に、降車時に手帳を呈示することにより割引が適用される場合があります。 (一例) ・和歌山バス及び和歌山バス那賀の運賃割引 【手帳割引】 本人：半額 介護人(1級の場合のみ)半額 * 詳しくは、各バス事業者にお問い合わせください。		・税制の優遇措置 詳しくは各窓口にお問い合わせください 所得税一税務署 住民税一市町村役場 相続税一税務署 贈与税一税務署 自動車税・自動車取得税一県税事務所 軽自動車税一市町村役場 * 所定期日までに手続きが必要、通院等のために生計同一者が運転する自動車に係る自動車税等の減免【手帳1級】 ・生活保護法の障害者加算 【手帳1級・2級】 * 初診日から1年6か月経過後 ・生活福祉資金の貸付 * 詳細については、お近くの社会福祉協議会までお問い合わせください 【手帳所持者】 ・NHK放送受信料の免除 詳しくは、NHKふれあいセンターTEL0570-066-066(もしくは050-3786-500)へお問い合わせください ・NTTふれあい案内サービス あらかじめNTTへ申込みしておくことにより、104番の電話番号案内サービスが無料 詳しくはTEL0120-104174にお問い合わせください 【手帳所持者】 ・携帯電話基本使用料等の割引 各携帯電話会社にお問い合わせください。 【手帳所持者】
2 和歌山県						県営住宅入居抽選回数(2回) 入居所得基準を優遇措置(収入月額158,000円以下のところを214,000円以下) 【手帳1級、2級】	・自動車税の減税の対象となっている自動車については、県営住宅駐車場使用料が減免 ・県立医科大学附属病院に受診する場合は駐車場使用料が無料【手帳所持者】		県有施設について ・使用料、入場料(県が催しを行う場合)を減免 *施設により条件有 【手帳所持者】	
和歌山市保健所										
3 和歌山市						市営住宅入居抽選回数(2回) 入居所得基準を優遇措置(収入月額158,000円以下のところを214,000円以下) 【手帳1級、2級】	一時駐車・夜間最大料金半額(駐輪場は月極も半額) 【手帳所持者】	バス：和歌山市内の和歌山バス・和歌山バス那賀が月2日乗り放題(1級は介護者も) 【手帳所持者】 タクシー：月2回、1乗車につき500円を助成 【1級・2級】	近代美術館・博物館・紀伊風土記の丘資料館・自然博物館・和歌山城天守閣・こども科学館：入館料無料 紀三井寺公園・緑地公園・県立体育館・県営水泳場・相撲競技場・県民文化会館・武道館・体力開発センター・プラザホープ・図書館文化情報センター・和歌山ビッグホエール・和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグウエーブ・わかやま館・魚つり公園：利用料半額 【手帳所持者】	3障害合同 バス：和歌山市内の和歌山バス・和歌山バス那賀が月2日乗り放題(1級は介護者も) 【手帳所持者】 タクシー：月2回、1乗車につき500円を助成 【手帳1級・2級】 公衆浴場入浴料助成 (1級は介護者分も助成) 大人は月2回、1回100円、小学生以下は月2回無料で入浴可 【手帳所持者】
海南保健所										
4 海南市	重度心身障害児(者)医療費助成制度 所得制限あり 【手帳所持者】	重度心身障害児(者)医療費助成制度 所得制限あり 【手帳所持者】	施設通所交通費助成 通所距離が2kmを超え該当する交通手段を利用する者に対し、交通費の半額を助成。所得制限あり。(上限2,500円/月)【施設通所者】	心身障害児福祉年金 20歳未満の障害児を監護する者 年額48,000円 【20才未満の手帳所持者を監護する者】				福祉タクシー利用券交付 基本料金相当額助成 年間12枚 【手帳1級】	利用料無料 海南市立のスポーツ施設(プール・体育館・運動場・テニスコート) 【手帳所持者】	・海南・海草地方精神障害者家族会への助成
5 紀美野町	紀美野町重度心身障害者医療費助成制度 保険適用医療費の自己負担分を助成 【手帳1・2級】 【障害年金1・2級】	紀美野町重度心身障害者医療費助成制度 保険適用医療費の自己負担分を助成 【手帳1・2級】 【障害年金1・2級】		心身障害児在宅扶養手当 18歳未満の障害児を監護する者【手帳所持児童】 (重度=手帳1級の障害者については20歳未満) 年額50,000円				・福祉タクシー利用券交付 初乗り料金助成(年間12枚) 【手帳1・2級】 ・町コミュニティバス無料 【手帳所持者】	美里の湯「かじか荘」 入湯料金550円→450円 (介護者1名可) 【手帳所持者】	家族会助成 海南海草地区精神障害者家族会へ助成

精神障害者に対する保健福祉施策等一覧 ①

平成30年5月1日現在

団体名	①入院医療費の助成	②通院医療費の助成	③作業所等への通所旅費の助成	④障害者福祉年金・福祉手当の支給	⑤夏季・年末見舞金等一時金の支給	⑥公営住宅入居の優先措置又は家賃の優遇	⑦公営駐車場又は駐輪場等使用料金の減免	⑧バス、タクシー運賃等の助成(③以外)	⑨公営体育施設・文化施設等使用料金の減免	⑩その他
岩出保健所										
6	紀の川市	重度心身障害児(者)医療費助成制度【障害年金1級・2級】※H18.8.1以降65歳以上で新たに該当になった方は対象外*2級については市単独補助	重度心身障害児(者)医療費助成制度【障害年金1級・2級】※H18.8.1以降65歳以上で新たに該当になった方は対象外*2級については市単独補助	・重度心身障害者福祉手当(12,000円支給)【手帳1・2級、市町村民税非課税世帯に限る】 ・心身障害児扶養手当【手帳所持者が20歳未満で、在宅で看護する者(保護者)、特別児童扶養手当受給者の方は対象外】 ※所得制限あり 1級・2・3級 5,000円/月		特例単身入居【手帳所持者】優先単身入居の抽選回数2回 入居所得基準を優遇措置1、2級→月収額214,000円以下 3級→月収額158,000円以下		・地域巡回バス無料 ・コミュニティバス約半額 ・紀の川市福祉タクシー及び自動車燃料助成【手帳1級・2級】	紀の川市那賀B&G海洋センター 使用料全額免除 紀の川市市民公園プール使用料全額免除 【手帳所持者】、【障害年金受給者】、【身体障害者手帳の旅客運賃減額欄に第1種と記入されている身体障害者及び療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の介護人1人】	・保育料減額【手帳所持者】
7	岩出市	重度心身障害児者医療費助成【手帳1・2級】 【障害年金1・2級】	重度心身障害児者医療費助成【手帳1・2級】 【障害年金1・2級】	・心身障害児等在宅扶養手当(月額5,000円支給) 【市内在住で障害児等を監護している方(保護者)】 【①手帳所持者及びその配偶者の所得が一定額以上の場合 ②施設に入所している場合 ③障害児等が障害児福祉手当を受給している場合又は受給資格者が特別児童扶養手当を受給している場合は、対象外】				市内巡回バス無料【手帳1・2級】 ・タクシー料金の一部 助成(基本料金・年間10枚) 【手帳1級】		保育料の減免【手帳所持者】 ふれあい収集(ごみ収集)【手帳1級・2級】
橋本保健所										
8	橋本市					市営住宅入居抽選回数(2回) 【手帳1級、2級】		橋本市コミュニティバス料金が半額【手帳所持者】 福祉タクシー利用券、25枚/年(基本料助成) 【手帳1級、18歳未満の手帳所持者】	橋本市温水プール「レインボー」障がい者の減額、介護人1人(20歳以上)のみ無料 【心身障がい者・その介護人】 橋本市保健福祉センター 使用料等の減免 【精神障がい者家族会】	・福祉有償運送の利用【手帳所持者】 ・団体運営補助金の交付【精神障がい者家族会】*平成29年度より活動休止中
9	かつらぎ町	入院療養費(精神障害以外の疾病にかかる治療を含む)で1か月当たり支払った医療費の3分の1で、1万円を上限とする。(保険適用分のみ)【手帳1級・2級、手帳初回交付時の年齢が65歳未満である者、生活保護未受給世帯の者、所得要件あり】						障害者外出支援助成 ・福祉タクシー券 500円券を20枚交付 【手帳1・2級、18歳未満及び当該年度に18歳に達した者】 かつらぎ町コミュニティバス乗車料金割引 大人80円・小人40円 【手帳1・2級】	使用料全額免除 花園グリーンパーク「わんぱく広場」 花園恐竜館 半額免除 花園グリーンパーク交流施設「金剛の滝」(室使用料) はな その温泉「花園の里」(室使用料) 志賀 ふれあいの里施設「ふれあい会館」利用料金(宿泊を除く) 【手帳所持者及び等級が1級である者の介護人(1名)】	障害者外出支援助成 ・自動車燃料券 500円券を10枚交付 【手帳1・2級】
10	九度山町					町営住宅入居について、抽選なしで優先的に入居可 【手帳1級、2級】			無料：松山常次郎記念館 九度山・真田ミュージアム (付き添い1名まで無料・2人以降は有料)	福祉有償運送の利用【手帳所持者】
11	高野町							内拝券割引：高野山霊宝館【手帳所持者】		福祉有償タクシー【手帳所持者】
湯浅保健所										
12	有田市		公共交通機関の料金のみ半額助成(上限月2,500円) 【手帳所持者】 【自立支援医療受給者証所持者】					タクシー基本料金相当分(年間28回以内) 【手帳1級】		市民税非課税世帯の水道料金の軽減【手帳1級・2級】 精神障害者家族会への補助金 25,000円
13	湯浅町									有田地方精神障害者家族会への助成 25,000円/年
14	広川町		本町に住所を有する障害者で、路線バス又は鉄道を利用して施設に通所する者でその距離が2kmを超える者に対し、対象経費の1/2(1月あたり5,000円を上限とする)を助成する。					タクシー初乗り運賃助成券年間24枚配布 【手帳1級所持者】	稲むらの火の館(入館料半額免除) 一般500円→250円 高校生200円→100円 小・中学生 100円→50円 滝原温泉「ほたるの湯」(入湯料減額→入湯税75円免除)大人(中学生以上)500円→425円 【手帳所持者】	
15	有田川町		・有田川町障害者施設通所交通費助成金 本町に住所を有する障害者で、路線バス、鉄道で施設へ通所する者のうち距離が2kmを超える者。経費が1ヶ月5,000円以下は全額、5,000円を超える場合は、5,000円を控除した額の1/2を5,000円に加算し、上限を10,000円とする。【手帳所持者】	・有田川町重度心身障害者(児)福祉手当 手帳を本町で管理し、本町の住民基本台帳に登録があり、在宅の場合年額10,000円を支給。 【手帳1級】		入居所得基準を優遇措置(収入月額214,000円以下のところを259,000円以下) 【手帳所持者】		【有田川町福祉タクシー】 本町に住居票を有する者で、手帳を有田川町が管理している者。 福祉タクシーの基本料金相当額を助成し、1人年間24回を限度とする。 【手帳1級】	・かなや明恵峡温泉使用料 ・しみず温泉 手帳提示により1回券、回数券が半額 【手帳所持者】	

精神障害者に対する保健福祉施策等一覧 ①

平成30年5月1日現在

団体名	①入院医療費の助成	②通院医療費の助成	③作業所等への通所旅費の助成	④障害者福祉年金・福祉手当の支給	⑤夏季・年末見舞金等一時金の支給	⑥公営住宅入居の優先措置又は家賃の優遇	⑦公営駐車場又は駐輪場等使用料金の減免	⑧バス、タクシー運賃等の助成(③以外)	⑨公営体育施設・文化施設等使用料金の減免	⑩その他
御坊保健所										
16 御坊市		自立支援医療費(精神通院)の自己負担分(1割)の1/2を助成【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	作業所等への通所の際、公共交通機関を利用する場合、月12,000円を限度に補助【手帳所持者・障害年金受給者・自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】							
17 美浜町		自立支援医療費(精神通院)の自己負担分(1割)の1/2を助成【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	通所(片道2kmを超える場合)に係る費用(公共交通機関の利用のみ)の1/2を月額1万円を限度に助成【在宅障害者で作業所等へ通所している者】	【20歳未満の手帳所持者】 ・心身障害者扶養手当 月5,000円(在宅) 月4,000円(施設) 【20歳以上の手帳所持者】 ・重度心身障害者福祉手当 月2,000円(在宅)(所得制限あり)				バス及びタクシーの料金の助成 美浜町外出支援事業として年間12,000円分の100円券を交付。 【手帳所持者】		
18 日高町		自立支援医療費(精神通院)の自己負担分(1割)を助成【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	福祉共同作業所への通所に要する、交通費の1/2、(上限月額10,000円)を支給。【福祉共同作業所通所者】	【心身障害児者福祉手当】 月額4,000円を支給。 【20歳未満:手帳1, 2, 3級】(所得制限なし) 【20歳以上:手帳1, 2級】(所得制限あり)			駐車料金の5割減免【手帳1, 2級】	タクシーの初乗り運賃の36回分のタクシー券支給【手帳1, 2級】	温泉館「海の里」 入館料減免(600円→510円) 【手帳所持者】	
19 由良町		自立支援医療費(精神通院)の自己負担分(1割)を助成【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	通所に係る電車、バスの料金の1/2を助成。(車、二輪車、徒歩は認めない) 【町内在住の手帳所持者】	月額3,000円 収入要件有り 【手帳1, 2級】						
20 日高川町		自立支援医療費(精神通院)の自己負担分(1割)を助成【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	通所に係る経費の1/2を支給する。(月額上限10,000円) 【手帳所持者】	月額3,000円を支給(18歳以上は年収120万未満の者に限る) 【手帳所持者】		入居所得基準を優遇措置(収入月額214,000円以下のところを259,000円以下) 【手帳1級、2級】	・日高川町コミュニティバスの乗車料金が半額 ・タクシー券の交付(年間500円券×12枚、使い切ったら500円券×8枚追加) 【手帳所持者】	・町内温泉施設(美山温泉 愛徳荘・きのくに中津荘・鳴滝温泉館)入湯料半額・町内に住所を有する者は無料 【手帳所持者】		
21 印南町		自立支援医療費(精神通院)の自己負担分(1割)を助成【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	共同作業所への通所者に対し通所交通費の1/2を補助。(月額上限1万円) 【手帳所持者】							
田辺保健所										
22 田辺市		自立支援医療費(精神通院)の自己負担分を助成【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	作業所通所のための交通費助成【手帳所持者】【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	田辺市重度障害者等福祉年金 市民税所得割非課税の者に月額28,500円を支給。 【20歳未満:手帳1級】 【20歳未満は手帳所持者】		市営住宅入居抽選回数(2回) 【手帳1級、2級】 入居所得基準を優遇措置(収入月額158,000円以下のところを214,000円以下) 【手帳1級、2級】	タクシー:1割引き バス:5割引き 【手帳所持者】	・入館料1/2減免 田辺市立美術館 熊野古道なかへち美術館 紀州備長炭発見館 南方熊楠顕彰館 ・利用料1/2減免 田辺市体育施設 【手帳所持者】		
23 みなべ町	保険診療分自己負担額を助成(所得制限有り) 【手帳所持者】 【障害年金1級・2級】	保険診療分自己負担額を助成(所得制限有り) 【手帳所持者】 【障害年金1級・2級】	交通手段や距離等で補助額算定(上限2万円) 【作業所へ通所する町内在住の障がい者】	・月額4,000円支給 ・1年以上みなべ町に居住。(施設入所者は除く) ・所得制限有り 【手帳所持者】			タクシーの初乗り料金を助成 10枚綴りのタクシー券を年間4冊交付 【手帳所持者】	鶴の湯温泉 入浴料半額600円→300円 【手帳所持者】	①配食サービス ・弁当の配給(自己負担有り) ・安否確認兼ねる 【概ね単身世帯の障害者で調理が困難な者】 ②施設利用者負担額助成 工賃が5,000円以下は利用者定率負担額を、工賃が5,000円を超える場合は工賃5,000円を超える部分の1/2に相当する金額を利用者定率負担額から差し引いた額を補助 【就労施設利用者】	
24 白浜町		自立支援医療自己負担分(1割)を助成【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	作業所等への交通費(2%以上に限る)の一部を補助【作業所利用決定者】			家賃の算定における控除額 1級 40万円/年 2級、3級 27万円/年 【手帳所持者に加え障害基礎年金受給者】		町営公衆浴場(全額免除) 町民プール(全額免除) 【手帳所持者】		
25 上富田町		自立支援医療(精神通院)自己負担分(10%)の半額(保険適用医療費の5%)を助成【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	町内に住所を有する在宅の障害者で自宅から片道2kmを超える作業所へ通所している者に対し、交通費の一部を助成 【手帳所持者】【障害年金受給者】 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】			入居所得基準を優遇措置(収入月額158,000円以下のところを214,000円以下) 【手帳1級、2級】	くちくまのコミュニティバスの回数券またはバスポートの料金割引(半額補助) 【手帳所持者】			
26 すさみ町			作業所に通所し、片道2kmを超える者に対し交通費を補助する。月額25,000円を超える場合は25,000円とする。自家用車、二輪車は5,000円までとする。送迎バスは通所日数が月20日以下の場合、下回った日数に250円を乗じた額を減額する。【町が支給決定をした者】			入居所得基準を優遇措置(収入月額158,000円以下のところを214,000円以下) 【手帳1級、2級】	すさみ町コミュニティバス手帳提示により半額【手帳所持者】	すさみ町立エビとカニの水族館(半額) 【手帳所持者】 すさみ町総合運動公園(グラウンドゴルフ・パークゴルフ)手帳提示により割引【手帳所持者】		

精神障害者に対する保健福祉施策等一覧 ①

平成30年5月1日現在

団体名	①入院医療費の助成	②通院医療費の助成	③作業所等への通所旅費の助成	④障害者福祉年金・福祉手当の支給	⑤夏季・年末見舞金等一時金の支給	⑥公営住宅入居の優先措置又は家賃の優遇	⑦公営駐車場又は駐輪場等使用料金の減免	⑧バス、タクシー運賃等の助成(③以外)	⑨公営体育施設・文化施設等使用料金の減免	⑩その他
新宮保健所串本支所										
27 串本町	保険適用医療費自己負担分の費用を助成【手帳1・2級】	保険適用医療費自己負担分の費用を助成(自立支援医療費を含む)【手帳1・2級】	作業所等への通所の交通費 町内に住所を有する在宅の者で、自宅から町内、町外の就労支援施設に通所しており、片道が2 ^{km} を超えるもの。【手帳所持者】【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	年間所得が10万円以下の者に対して年額30,000円を支給する。【手帳1級】		町営住宅入居抽選回数(2回)【手帳所持者】		・バス コミュニティバスの料金半額【手帳所持者】 ・タクシー 手帳1級で在宅の者に対し、町と契約しているタクシー会社のタクシーを利用する時の基本料金相当額を年間12回分助成する。(1人につきタクシー券年間12枚交付)【手帳1級】	・串本温泉 サンゴの湯 通常入場料金から300円引き ・串本海中公園 入場料金半額 介助者も可 ・潮岬観光タワー 通常入場料金から100円引き【手帳所持者】	
28 古座川町	入院医療費自己負担分を助成(食事療養費を含む)【手帳1級・2級】	通院医療費自己負担分を助成【手帳1級・2級】	古座川町内に住所を有し、該当する交通手段を利用する者で、通所距離が片道2kmを超える者に対し交通費を助成(上限月3,000円)	非課税世帯に属する者(月額3,000円)【手帳1級・2級】		入居所得基準を優遇 収入月額158,000円以下のところを259,000円以下【手帳1級・2級】		町営バス等の運賃免除【手帳所持者】		
新宮保健所										
29 新宮市		自立支援医療(精神通院)の自己負担分の半額を助成【自立支援医療受給者でかつ手帳所持者】	市内に住所を有し通所距離が2kmを超える者。 ・該当の交通手段の1月の合計金額が12,000円を超える場合は上限12,000円/月 ・施設の送迎車両利用の場合は、送迎距離10 ^{km} 未満は3,500円/月、10 ^{km} 以上は7,000円/月を限度とする			通常は単身入居不可のところ手帳所持者の単身入居可 入居所得基準を優遇措置(収入月額158,000円以下のところを214,000円以下)【手帳所持者】		タクシー基本料金(初乗り料金)から1割を引いた額(年間の利用回数26回)新宮市に事業所のあるタクシー業者のみ【手帳1級】	・佐藤春夫記念館 利用料金の免除 ・新宮市立民俗資料館 入館料の免除【手帳所持者】	心身障害児福祉手当 児童1人につき月額3,000円 【20歳未満の手帳所持児童を監護する者】
30 那智勝浦町			(通所日数)月単位 ・5日未満→支給無し ・5~10日未満→計算した補助金額の1/2 ・10日以上→計算した補助金額を支給 *交通手段によって上限を設定 ○鉄道・路線バス 15,000円 ○施設送迎 2,000円(片道5km未満、3,000円(片道5km以上)) ○自動二輪(原付含む) 1,000円(片道5km未満)、2,000円(片道5km以上) ○自動車 2,000円(片道5km未満)、4,000円(片道5km以上) 【作業所通所者及び地域活動支援センター利用者】			入居所得基準を優遇措置(収入月額158,000円以下のところを214,000円以下)【手帳1級、2級】		那智勝浦町営バス 手帳提示により半額【手帳所持者】	・体育文化会館トレーニング室手帳提示により半額【手帳所持者】	
31 太地町		通院医療費(保険適用分)を助成【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	通所にかかる費用を助成(片道2kmを超えるもの)(交通機関)上限月10,000円(福祉車両)上限月5,000円(自家用車)上限月4,000円【作業所通所者】			入居所得基準を優遇措置(収入月額158,000円以下のところを214,000円以下)【手帳1級、2級】		町営バス利用料金割引(半額補助)【手帳所持者】	・太地町立くじらの博物館 入館料の半額補助 ・太地町立石垣記念館 入館料の半額補助	
32 北山村						入居所得基準を優遇措置(収入月額158,000円以下のところを214,000円以下)【手帳1級、2級】		村民は申請により村営バスの運賃無料 村民以外は村営バスの運賃半額 【手帳所持者】 北山村交通空白有償運送利用料を1/3以内で助成		